



最先端・次世代研究開発支援プログラム
「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的・法的・社会的問題」

★小川富之(近畿大学法学部 教授)

「アジアの家族法の視点から見た『生殖補助医療』の問題について」

生殖補助医療大国である「日本」は、生殖補助医療法制（規制および親子）後進国である。生殖補助医療の研究や技術それを提供する医療機関の数などは世界ナンバーワンであり、その医療を求める人の数も世界の国々の中で最も多い国の一つであるが、それにかかわる法制度が整備されておらず、無法地帯に近い状態であるといえる。このような日本の現状を踏まえた上で、アジアに視点を転じて、この問題を検討したい。特に、日本からアジアの国々に生殖補助医療の実施を求めて出かける人々の問題と、それぞれの国でのこの問題に対してどのような法的対応がなされているかについて考えてみたい。

★伊藤弘子(愛知学院大学 非常勤講師)

「日本人を生物学上の父母としてインドで代理出産された子の法的取扱い」

2008年夏に日本人を父としてインドで代理出生した女兒マンジちゃんの事件が契機となり日本でもインドが生殖ツーリズムの最前線であり、比較的手が届きやすい現実の問題として海外での代理出産が認識されるようになった。マンジちゃんの事件は日本国際私法上もインド家族法上も母子関係を特定することができず、双方の国において代理出産子に係わる法整備が急務であることを知らしめた。特に生殖ツーリズムが急成長しているインドでは大きな気運となり、初めての「生殖補助医療規制法案」が成立しようとしている。この報告はインドにおける代理出産に係わる法規制の動向を概観し、次いで日本人を「依頼者」としてインドで出生する代理出生子の親子関係および国籍について日本の国際私法及び改正後の国籍法の立場で把握しようとするものである。

★梅澤彩(摂南大学法学部 講師)

「日本における代理懐胎の現状と課題ー法的親子関係を中心にー」

日本においては、代理懐胎をはじめとする生殖補助医療に関する法政策の構築・整備は遅々として進んでおらず、医療の場における事実が先行し、社会はこれを容認するという現状がある。そこで、本報告では、代理懐胎における法的親子関係をめぐる判例、日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会の「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題ー社会的合意に向けてー」（2008年4月）を契機として、代理懐胎における子の法的地位（法的親子関係の確立、子の出自を知る権利）を中心に、その現状と課題を整理・検討したい。



最先端・次世代研究開発支援プログラム
「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的・法的・社会的問題」

小川報告では当初の報告予定のタイトルが変更され、今回のテーマである生殖補助医療をめぐる法的問題を理解する前提として、総論的観点から「生殖補助医療全般と日本の家族・親子関係の法の問題点」について論じられた。



報告では、生殖補助医療をめぐる近年の状況や将来的展望を概観したあと、法的親子関係を理解する上で重要な民法 772 条を中心とし、母子関係、父子関係の成立について、民法が前提としている男女間の「婚姻」を前提とした親子関係は、現在の世相と必ずしも合致しているとは言えないことが、さまざまな事例を挙げて説明がされた。772 条の規定では、婚姻届を出してから 200 日以上経って生まれれば、それは法的に夫婦の子ともとなるが、婚姻届を出して 200 日経たないうちに生まれてしまったら、生まれてきた子どもの身分や、親子



最先端・次世代研究開発支援プログラム
「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的・法的・社会的問題」

関係はどうなるのか。婚姻に対する考え方や婚姻の在り方が多様化する中で、知らないうちに法的問題の渦中に入り込んでしまう状況が、具体的事例を元に紹介された。

それは生殖補助医療とのかかわりにおいても同様であり、性関係なくして子を持つことが可能となるため、代理懐胎により分娩者を母とする原則が崩れること、性同一性障害の治療のため、性別適合手術を受けたカップルによる技術利用の問題、AID のケースにおける父子関係をめぐる争いなど、後の報告を理解するのに資する形で、重要な法的論点が提示された。

続いて梅澤報告「日本における代理懐胎の現状と課題ー法的親子関係を中心にー」では、報告後、主に以下のような質疑応答が行われた。



最先端・次世代研究開発支援プログラム
「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的・法的・社会的問題」

まず、「2008年4月の日本学術会議の報告書で、分娩者=母ルールが確認されたが、依頼した人が母親という議論は出なかったのか」という質問がされた。これに対しては、報告者から、代理懐胎が問題となった最初の時期には、依頼者がなぜ母となれないのか、そもそも依頼者がいなければ子どもは生まれなかったのだから、依頼者=母で良いではないかという主張が強くあったが、学術会議では、従来有力であった「分娩者=母ルール」が前提で議論が進んでいた事情が語られた。その話を受け、小川報告者から「この議論は代理懐胎、代理出産をどこまで許すかという議論にもつながっていく」という指摘があり、現に日本人依頼者の多くが法律上の父母となれる国・地域で、代理懐胎を実施し、これにより生まれた子どもを日本に連れ帰り、その子が嫡出子として扱われている事実がある一方、国内での代理懐胎については分娩者=母ルールで、養子縁組によって親子関係を作ることになるのは、ダブルスタンダードとなり、不公平ではないかというコメントがされた。

さらにその議論を受け、「委員の中でも専攻分野によって考え方に違いはあるのか」という質問がされ、報告者からは、学術会議の委員会においても委員によって価値観はバラバラで、代理懐胎を認めるか認めないかでも見解が分かれており、提言も大雑把な形でまとめざるを得なかったのではないかという背景が説明された。

「そのような価値観の相違や見解の相違が議論になって、政治的な判断に反映されると意義があるのではないか」という意見については、報告者もそれに同意した上で、国民の意識としてはアンケート調査の結果から、代理懐胎容認の流れがあるが、一般論としての意見と自身がどう振る舞うかという行動の間には落差があることや、代理懐胎によって引き起こされる様々な問題について、必ずしも十分理解した上で容認しているわけではないという現状が指摘された。

続いて、「代理懐胎の場合、配偶子提供と異なり子どもに遺伝物質を提供しているわけではないので、代理懐胎において提供者を知ることは本当に子どもの利益になるのか」という質問がされた。これに対して、報告者は、子どもが実際に自分がどうやってこの家庭に来たのかを知りたいという欲求を抱くことはあり、子どもが大きくなり、それを知りたくなったときに、「この家庭には何か秘密がある」と子どもが怪しんでしまうとすれば、それは必ずしも子どもの利益にならない場合があるため、出自を知るための道を残しておくことは必要であるということを指摘した。



最先端・次世代研究開発支援プログラム
「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的・法的・社会的問題」

最後に伊藤報告「日本人を生物学上の父母としてインドで代理出産された子の法的取扱い」では、報告後に以下のような質疑応答が行われた。



最初に、「インドで成立するであろう ART 法の中で、明確に本国で代理出産が認められている国の人間であるというのが、インドで代理出産を行う条件だが、世界に 200 近くある国の中で、代理出産を認めている国は実際にどのくらいあるのか」という質問がされ、報告者から、実際はアメリカのネバダ州や、ボランティアという条件で認められているイギリスなど、ごく一部に限られているという現状が述べられた。その現状を受け、続けて同じ質問者から、「インドとしては、そのような限られた国や地域だけが対象で良いと考えているのか」という質問がされ、この質問に対し報告者から、医療ツーリズムでインドに向かう実情が報じられる際、外国人の事例が目立つが、実際にインド国内で代理出産を行うのは、アメリカやカナダの市民権を持っている在外

最先端・次世代研究開発支援プログラム
「グローバル化による生殖技術の市場化と生殖ツーリズム:倫理的・法的・社会的問題」

インド人が多く、このような国で代理出産を依頼すると費用が高額(アメリカでは 25,000～30,000 ドル)となるため、本国のインドでそれを行う例が多いということ、さらに昨今、所得の高いインド人や在外インド人が増加しているため、特に外国人を受け入れなければ制度が回らないのではなく、日本のように代理懐胎の規制が厳しい国から来てもらわなければ困るという性質のものではないと、現代のインド社会の階層分化に端を発する、興味深い背景が説明された。

続けて、「外国で生まれた日本人の嫡出子は 200～300 と言われているが、本当に日本人カップルが生んだのかどうかという確認は無理ではないか。全部見極められるということを前提とした法制度を作ることには無理があり、全部を規制するより、実際に生まれた子どもの利益をどう考えるのかを考えたほうが生産的ではないか」という質問に対し、小川報告者の方から、さまざまなケースに場合分けした場合、そこに虚偽の嫡出子認定がどのくらい紛れ込むのかという説明がされ、その議論を引き取って、報告者も交え、法規制の方向性や胎児認知をめぐる問題について、議論が交わされた。